

京都府議会基本条例の検証に係る結果報告書の骨子

－政策調整会議報告－（令和7年3月）

1 検証の経過

石田議長から議会運営委員会に対し議会改革に関する諮問が行われ、「多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組の検討」の一環として、京都府議会基本条例に基づく議会運営等の検証を実施することとなり、令和6年5月24日に理事調整会議から政策調整会議に対し、検証の要請が行われた。

この要請を受け、政策調整会議において計11回の協議が行われ、検証結果を取りまとめた。

◆政策調整会議の概要

- | | | | | |
|------|---|----|----------------------|----------------------------------|
| 1) 座 | 長 | 家元 | 優【自民】 | |
| 委 | 員 | 宮下 | 友紀子【自民】 | |
| | | 北川 | 剛司 ^{※1} /畑本 | 義允 ^{※2} 【維国】 |
| | | 成宮 | 真理子【共産】 | ※1 令和6年9月12日退任
※2 令和6年9月12日選任 |
| | | 小原 | 舞【府民】 | |
| | | 山口 | 勝【公明】 | |
- 2) 開催状況 計11回（令和6年6月17日～令和7年3月13日）

2 検証結果等

(1) 検証方法

議会基本条例の各規定に定められた府議会の責務や運営等の原則に照らし、府議会の活動を評価し、平成30年度に行われた前回検証からの改善状況等を検証するため、前回評価対象とした15条・23項目について、令和元年度から令和6年度にかけての具体的な活動実態に基づき、5段階評価を行うとともに、条文改正の必要性の有無を検討した。

【5段階評価基準】

- 「4」「5」・・・十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
- 「3」・・・概ねできている。
- 「2」・・・不十分であり、努力が必要
- 「1」・・・できていない。

(2) 検証結果

前回評価では6件あった「2：不十分であり、努力が必要」との評価が2件に減少し、ほとんどの項目について「4：十分にできている。」又は「3：概ねできている。」の評価となった。

ただし、評価が「4」又は「3」と評価された項目であっても課題を指摘する意見があり、更なる成果を得られるよう、府議会や個々の議員が不断の努力を続けなければならないと考える。

なお、今回の検証により、条文の改正が必要とされた項目はなかった。

<評価別件数>

	令和6年度	平成30年度
評価5	0件	0件
評価4	5件	5件
評価3	16件	12件
評価2	2件	6件
評価1	0件	0件

<評価結果一覧>

No.	条項	項目の要旨	評価結果			委員評価				
			令和6年度	平成30年度	比較	自民	維国	共産	府民	公明
1	8条3項	府民参画の機会の確保	3	3		3	3	2	3	3
2	9条1項	府民への積極的な情報提供	3	3		3	3	3	3	3
3	9条2項	多様な府民等の意見の把握	4	4		4	4	4	4	3
4	9条3項	請願・陳情の誠実・適切な処理・審査	3	2	↑	3	3	1	3	3
5	10条1項	会議の公開等、議会活動の透明性向上	3	3		4	4	2	3	3
6	10条2項	様々な広報媒体の活用や利用しやすい環境の整備	3	3		3	3	3	3	3
7	12条2項	点検・監視等結果の知事等への措置要求	3	2	↑	3	3	2	3	2
8	13条1項	議員提案条例の制定等、積極的な政策立案	2	2		3	3	3	2	2
9	13条2項	知事等に対する政策提言・提案	3	2	↑	3	3	2	3	2
10	13条3項	政策提言・提案の実効性担保のための知事等への要請	3	2	↑	3	3	2	3	2
11	14条	審議に関する資料の請求等	3	3		3	3	2	3	3
12	17条	委員会の運営	3	4	↓	4	3	2	4	3
13	18条	審議の充実(委員間討議等)	2	2		3	2	2	4	2
14	19条	意見書、決議等による議会の意思の発信	4	4		4	3	2	4	4
15	20条1項	必要な調査研究の実施	4	4		4	4	3	4	3
16	20条2項	調査研究機関の設置	3	3		3	3	3	3	2
17	22条1項	議会改革の取組	4	4		4	3	2	4	4
18	22条2項	会議における審議の充実等を通じた議会の機能の強化	3	3		3	3	2	3	3
19	22条3項	他の地方議会等との連携	3	3		3	4	3	3	3
20	23条	議会事務局の機能の強化・組織体制の整備	3	3		3	4	3	3	3
21	24条	議会図書館の充実	4	3	↑	4	4	3	4	4
22	25条	議会基本条例の尊重	3	3		3	3	3	3	3
23	26条	議会基本条例の見直し	3	3		3	4	3	3	3

※上記以外の条項については、理念的規定である等の規定の性質から評価になじまないとしている。